

延喜九年十月一日

〔武藏志料三〕馬牧

立野 都筑郡に有郷名也、和名抄に多知乃、

小野 多摩郡に有郷名也、和名抄に乎乃、今府中六所神社の所、小野といへり、小野神社也、即この所ならん、

秩父 秩父郡

立野牧 たちの、まき 都筑郡

〔類聚名物考 地理二十一〕立野牧 たちの、まき

武藏國 或書には都筑郡と云ふ、契沖の名所補翼抄にも、和名都筑郡立野乃多知と出せり、武藏地名考には、秩父郡の内なり、又都筑郡にも疑しき所あれば、闕疑のみと有れども、秩父はわろし、拾芥抄にも、武藏國馬牧五所出して、石川田比立野小野秩父と有るを思へば、秩父にあらず、都筑郡なる事明らかし、猶俊明が先に玄るせる武藏志料、馬牧の條に委しく考へ有れば、此に略きぬ、

〔政事要略二十三年中行事〕武藏小野御馬

太政官符 武藏國司

應小野牧爲勅旨并以八月廿日定入京期事

右大納言正三位兼行右近衛大將陸奥出羽按察使藤原朝臣仲平宣奉勅件牧宜爲勅旨、即散位小野諸興充其別當、毎年令勞飼四十疋御馬、合期奉貢者國宜承知依宣行之、符到奉行、

左少辨源朝臣

承平元年十一月七日

〔擁書漫筆四〕武藏國多摩郡府中宿のかた、分配河原につゞきたる所の小野宮村に、小野神